

日 時：令和6年9月25日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：小川委員長代理、大島委員、浅井委員、清水委員、梶田委員、高村委員、
小笠原委員、
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、藤原委員長、加藤委員が御欠席でございます。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、小川委員長代理に以降の委員会会議の進行をお願いいたします。

○小川委員長代理 それでは、ただいまから、第301回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は四つです。

最初の議題1「東京薬業健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務）の全項目評価書（KXシステムの導入に伴う評価の再実施）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今般、東京薬業健康保険組合から、東京薬業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務の全項目評価書が提出されました。特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

それでは、資料1－1に基づきまして、全項目評価書の概要を説明いたします。

変更となる事務の内容について、8ページの「（別添1）事務の内容」において、ページ上部のピンクの網かけ箇所に「KXシステム」が追加されております。事務の変更内容を踏まえまして、特定個人情報の入手・使用・保管・消去におけるリスク対策が変更となっております。

今回追記された主なリスク対策の例につきましましては、27ページの中段、「入手した情報の登録・確認をする基幹システム専用端末」の部分のポツの三つ目でございますが、組合が講ずる特定個人情報の不正使用・事務外使用に対するリスク対策として、KXシステムを利用して入手したデータを基幹システムに登録する処理について、権限を付与された必要最小限の職員等だけが行えることが記載されています。

また、41ページの中段、「電子申請された届出書の受け付けにおける措置」の部分のポツの三つ目でございますが、KXシステム自体で行われる特定個人情報の漏えい、滅失、毀損に対するリスク対策として、KXシステムに格納されたデータは、提出元以外の機関はアクセスできないことが記載されています。

評価書の概要説明については以上となります。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料１－２に基づきまして、事務局による精査結果の概要を説明させていただきます。

まず、１ページから３ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から、４ページから１０ページまでの「特定個人情報ファイル」では、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査をしており、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、１１ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の７４番では、ＫＸシステムの利用における特定個人情報ファイルの取扱いに係るリスク対策について具体的に記載しているかといった観点で審査をし、問題は認められないとしております。

続きまして、１２ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として３点を記載しており、いずれも特段の問題は認められないものと考えられることを記載しております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案といたしまして、５点記載しております。

（１）及び（２）として、リスク対策等について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。

（３）として、組織的及び人的安全管理措置について、保護評価を適切に実施する体制を有効に機能させることが重要であること。

（４）として、情報漏えい等に対するリスク対策については、組合、事業所の職員への意識付けを行うとともに、評価書に記載されたリスク対策が遺漏なく実施されているかを適切に確認することが重要であること。

（５）として、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合には、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は以上となります。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、東京薬業健康保険組合に対して承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、全て委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○小川委員長代理　ありがとうございました。

ただいまの説明について御質問、御意見をお願いいたします。

梶田委員。

○梶田委員　御説明ありがとうございました。

今般、東京薬業健康保険組合が新たな電子申請方法として取り入れるＫＸシステムでは、ファイル格納領域の論理的な区分や送受信ファイルの暗号化など、様々なリスク対策がと

られていると理解しました。

一方、KXシステムを用いて実際に事務を行うのは人間であり、適切な使い方がなされない場合には、特定個人情報の漏えいにつながるおそれがあります。そのため、手作業が介在する場面のリスク対策を含め、新たに講ずるリスク対策が確実に実行されるよう、研修や説明会を通じて東京薬業健康保険組合や事業所の職員への意識付けを行うとともに、評価書に記載された全てのリスク対策が遺漏なく実施されているか、適時適切に確認していくことが重要であると考えています。

以上です。

○小川委員長代理　ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思います、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録、議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録、議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「国土交通大臣（国家資格等の登録等に関する事務（海技資格、小型船舶操縦資格））の全項目評価書（新規実施）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　国土交通省が提出しました全項目評価書については、9月11日に開催されました第300回個人情報保護委員会において同省の職員に出席いただき、概要説明が行われたところでございます。

初めに、概要説明における補足事項について、事務局から説明させていただきます。第300回個人情報保護委員会において清水委員から御質問いただきました、特定個人情報の取扱いの委託先に関する具体的な監督方法について、国土交通省の職員からは、既に運用を開始している資格における実施状況を踏まえ、今後、詳細を検討するとの回答がございました。その後、事務局において国家資格等情報連携・活用システムを運用するデジタル庁に先行業務における監督状況を確認しましたので、2点補足させていただきます。

1点目は、委託先による資格管理者の管理する特定個人情報ファイルのアクセス状況についてです。委託先は通常、資格管理者が管理する特定個人情報ファイルにはアクセスせず、資格管理者からの依頼に基づき、障害発生時等の場合のみアクセスします。

2点目は、委託先の監督及び立入検査についてです。委託先からのアクセス履歴等の運用状況に関する月次の報告などは、デジタル庁に提出されます。また、デジタル庁は委託先に対して立入検査を行います。当該報告書及び検査の結果は、デジタル庁から資格管理者に提供され、資格管理者は当該報告書等により、自身の関与しない作業等が行われてい

ないか等の確認を行います。これについては国土交通省においても同様の取扱いとなる予定と聞いております。

以上が概要説明の補足となります。

続きまして、国土交通省が提出した全項目評価書につきまして、指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局の精査結果の主な内容を説明いたします。その上で評価書を審査いただき、承認の可否をお伺いいたします。

それでは、資料２－２を御覧ください。評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局による精査結果を説明させていただきます。なお、国土交通省から提出された全項目評価書について、資料２－１として配付しておりますが、当資料については第300回個人情報保護委員会の資料から内容に変更がないため、説明は省略させていただきます。

それでは、１ページから３ページでございますが、「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から、４ページから17ページまでの「特定個人情報ファイル」では、「海技士ファイル」及び「小型船舶操縦士ファイル」それぞれについて、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査しており、いずれも問題となる点は認められませんでした。

続きまして、18ページを御覧ください。「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきまして、「主な考慮事項（細目）」の74番では、国家資格等情報連携・活用システムを用いて特定個人情報を含む情報を管理する際のリスク対策について、75番では、同システムの利用場面以外で実施するリスク対策について、それぞれ適切に記載しているかといった観点から審査しており、こちらについても「問題は認められない」としております。

続きまして、19ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として３点を記載しており、いずれも特段の問題は認められないとしております。

最後に、19ページ下段の審査記載事項について御説明いたします。審査記載事項としては５点記載しておりまして、（４）として、今回実施するアクセス権限の管理やログ分析、国家資格等情報連携・活用システムの委託先の監督について、評価書にも記載がございますが、それらを確実に実行することが重要であるということを記載しております。

また、こちらは共通したこととなりますが、（５）として、（１）から（４）に記載している事項については不断の見直し・検討を行うことに加え、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の説明は以上となります。承認いただけた場合は、国土交通省に対して承認された旨、審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○小川委員長代理　ありがとうございました。

ただいまの説明について御質問、御意見をお願いいたします。

小笠原委員。

○小笠原委員　説明ありがとうございます。

リスク対策の確実な実施について、一つコメントをしたいと思います。海技資格及び小型船舶操縦資格の登録等に関する事務において、評価実施機関である国土交通省では、初めて特定個人情報を取り扱う拠点や職員が生じることになると認識しています。9月11日の第300回個人情報保護委員会では、特定個人情報を新たに取り扱うに当たって職員に対する教育や監督をどのように実施するかについて質問し、国土交通省の職員から御説明いただきました。御説明いただいた内容は評価書にリスク対策として記載されていますが、リスク対策は確実に講じられて初めて意味を有するものになります。国土交通省においては、今回の事務において特定個人情報が適切に取り扱われるように、評価書に記載のリスク対策を確実に実行していただきたいところです。

また、職員への詳細な研修内容や具体的な実施手順等、現在調整を進めているものもあるということを承知しておりますが、特定個人情報の適切な取扱いを確保するため、国土交通省においては引き続き丁寧な検討を進めていただきたいという意見を述べます。

以上です。

○小川委員長代理　ありがとうございました。

ほかに御意見はありますか。

清水委員、お願いします。

○清水委員　ありがとうございます。

先ほど事務局から追加説明をいただきましたが、国家資格等情報連携・活用システムの運用保守事業者、それから委託先事業者の監督については先行する他省庁の業務において既になされている監督方法を参考にして、今、国土交通省において調整しているということでございました。具体的には、通常、運用保守事業者は特定個人情報ファイルが保存された資格管理者の領域についてはアクセスしない。例外的に、資格管理者の作業依頼に基づいてアクセスするという。それから、月次の報告では、委託先事業者の報告による作業内容とアクセスログの整合性確認を行い、資格管理者の関与しない作業が行われていないかどうかを検証すること、この2点が先行する省庁でなされている監督方法と聞いております。これを参考に国土交通省は調整しているとのことでした。

国土交通省におきましては、事務の開始に向けて委託先事業者との調整をこれから進めていくことになろうかと思っておりますけれども、委託元として委託先事業者の業務実施状況を適切に、効果的に把握し、必要な監督を実施できるよう、詳細を検討していただきたいと思っております。

最後に、今、申し上げました委託先事業者の監督を含め、運用開始後もシステム環境や

運用の変更に伴い、特定個人情報の取扱いに影響が生じないか、随時見直しを行う必要があることにも留意していただきたいと思います。

以上です。

○小川委員長代理　ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思います、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録、議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題３「病院・診療所及び薬局における要配慮個人情報を含む個人データの漏えい等事案を踏まえた個人データの適正な取扱いについて」、事務局から説明をお願いいたします。
○事務局　議題３の「病院・診療所及び薬局における要配慮個人情報を含む個人データの漏えい等事案を踏まえた個人データの適正な取扱いについて」、資料３及び資料３別添に沿って御説明させていただきます。

資料３は、令和６年度の４月から６月、第１四半期の漏えい等報告の約５割を占める要配慮個人情報を含む事案のうち、その大半を発生させている病院・診療所及び薬局に対して、実務内容も織り込んだ注意喚起を実施するための公表文案となります。資料３別添は、注意喚起の基となる漏えい等事案の発生状況をまとめた資料であり、注意喚起文とともに公表する資料の案となります。

まず、漏えい等事案の発生状況について、資料３別添に沿って御説明いたします。

「１．総論」に記載しているとおり、令和６年度第１四半期の漏えい等報告を、漏えい等報告義務の対象となる四つの類型、すなわち、①要配慮個人情報が含まれる場合、②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがあるもの、③不正アクセスなど不正の目的をもって行われたおそれがあるもの、④本人数が１,０００人超の場合の事由ごとに見ますと、図表１に示すとおり、要配慮個人情報が含まれる場合に該当する漏えい等報告が、令和６年度第１四半期全体の４,１２０件中２,１５９件と５割強を占めております。

図表１下の米印に示すとおり、２,１５９件のうち、委員会直接受付分の要配慮個人情報を含む個人データの漏えい等事案が２,００８件あり、さらに図表１下のパラグラフに示すとおり、この２,００８件のうち、誤交付等のヒューマンエラーにより発生した案件が１,７１４件ございます。この１,７１４件を漏えいした人数ごとに見ますと、漏えいした人数１名が１,４９３件と最も多く、次いで２名が１３３件であり、漏えいした人数２名以下が９５％を占めております。

また、図表 2 に示すとおり、1,714 件の報告者の内訳を見ますと、病院・診療所が 33.9%、薬局が 51.3% であり、要配慮個人情報を含む個人データの漏えい等事案の大半を病院・診療所及び薬局からの報告が占めております。これらの漏えい等事案の発生原因を病院・診療所と薬局それぞれについて見ますと、まず、「2. 病院・診療所における漏えい等事案」の図表 3 に示すとおり、病院・診療所では誤交付が 6 割強を占め、次に誤送付が 3 割弱、紛失等が 1 割弱となっております。

病院・診療所における誤交付の典型的な事例は、図表 3 の下のパラグラフに示すとおり、患者や患者の家族に他の患者の検査結果、入退院情報、治療等の同意書やその控えなどを手渡してしまうというものになります。また、具体事例の表の三つ目に示すとおり、患者に他の患者宛ての同意書を示して署名させた上で、その控えを患者に渡す、表の四つ目に示すとおり、医師が他の患者の検査結果を見て説明を行い、その結果を患者に手渡すなど、単なる書類の手渡しの誤りにとどまらない事例も含まれております。

病院・診療所における誤送付の典型的な事例は、第三者、具体的には別の医療機関、法人、個人に診療情報提供書・紹介状、処方薬・薬袋を、郵便宛先やFAX送信先の過誤、誤封入、機器操作ミスによって誤送付してしまうというものになります。具体事例の表に示すとおり、病院・診療所においては、特に診療情報提供書・紹介状の誤送付が多く報告されております。

病院・診療所における紛失による漏えい等の典型的な事例では、検査結果、患者情報、社会保険関係書類を物理的移動、具体的には拠点間の移動、院内の持ち運び等、郵便配達引渡し後の所在不明によって紛失をしてしまうというものです。

「病院・診療所における漏えい等の情報の種類」として、病院・診療所から漏えい等が多く報告されている情報の例を示しております。病院・診療所では、検査結果、同意書の内容を患者に説明し、書類を渡す場面、入退院時に当たり患者本人や患者家族に説明を行い、書類を渡す場面、医療機関の間で診療情報提供書・紹介状を送付する場面など、様々な場面で漏えい等事案が生じております。

「3. 薬局における漏えい等事案」の図表 4 に示すとおり、薬局では、漏えい等事案の発生原因は誤交付が 9 割と大半を占め、誤送付が 1 割弱生じております。薬局における誤交付の典型的な事例は、図表 4 の下のパラグラフに示すとおり、患者や患者の家族に他の患者のお薬手帳、お薬手帳シール、診療明細書・領収書、処方薬・薬袋、薬剤情報提供書などを間違っ手渡してしまう、お薬手帳シールを貼り間違えてしまう、会計処理のミスなどにより誤交付が引き起こされるというものです。処方薬・薬袋の誤交付では、お薬手帳等、薬とともに患者に手渡す書類一式も合わせて誤交付する場合も含まれております。

薬局においては、「具体事例」の表に示すとおり、特に、患者に対面で薬や書類を手渡す場面での誤交付の事例が大半を占めており、このため、「薬局における漏えい等の情報の種類」に示すとおり、漏えい等が生じる情報の種類は病院・診療所よりも少なくなっております。

次に、資料３に沿って、病院・診療所及び薬局に示す注意喚起を実施するための公表文案について、御説明いたします。公表文案は、先ほど資料３別添に沿って御説明させていただいたとおり、要配慮個人情報を含む漏えい等事案は、令和６年度第１四半期では全体の５割を占め、その大半が病院・診療所及び薬局からの報告である状況を鑑みて、病院・診療所及び薬局に対する注意喚起といたしました。注意喚起の内容としては、病院・診療所及び薬局の有効な対策に資するように、実務内容を織り込んだものとしたしました。

注意喚起の内容について御説明いたします。まず、「１．留意点」では、患者の取り違いによる誤交付等、病院・診療所及び薬局におけるヒューマンエラーを原因とする要配慮個人情報を含む個人データの漏えい等を防止するため、既に措置を講じている場合であっても、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）に示す安全管理措置に基づいて、これまでの取組の有効性の検証を行うとともに、組織の状況に応じた見直しを行い、継続的に安全管理措置に基づく取組を維持することが求められることを注意喚起するものでございます。また、新型コロナウイルスの流行等による、医療機関における患者対応の多様化に配慮した検討を行うことも注意喚起しております。

次に、「２．病院・診療所及び薬局における漏えい等事案への具体的な取組事例」では、第１段落に示すとおり、「１．留意点」で求める安全管理措置の検証と見直しに当たり、漏えい等が発生するリスクが高い場면을把握することが必要であるため、事業所内で実際に発生したヒヤリハット事案や資料３別添に示す具体的事例を参考にすることを呼びかけております。

さらに、第２段落で示すとおり、個人情報保護法ガイドライン（通則編）に示す安全管理措置と、病院・診療所及び薬局における具体的な取組事例を、資料３の３ページから５ページにかけて表形式でまとめております。

取組事例は、３ページ目の「個人データの取扱状況を確認する手段の整備」の事例の五つ目、窓口等での患者の氏名の確認や、４ページ目の事例の三つ目、病院・診療所における患者用リストバンドなど、病院・診療所及び薬局の実務内容に即した取組事例としております。

また、取組事例を表形式で示す趣旨は、病院・診療所及び薬局における具体的な漏えい等防止策の検討に資することであるため、５ページ目の表の末尾の米印に示すとおり、表中に記載の対策に限定せず、事業所ごとの状況に応じた対策を検討するように注意書を付しております。

御説明は以上となります。

○小川委員長代理　ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見をお願いいたします。

高村委員。

○高村委員　検査結果、診療情報提供書、それから処方箋などには、病名や服薬状況などの他人には知られたくない機微な情報が含まれていますから、その漏えい等は本人にとつ

て深刻な事態です。そのような深刻な事態について、今回の注意喚起等は直近の実態を明らかにするとともに、事務局においてヒアリング等の調査を重ねて再発防止策の事例を収集、整理した点に意義があると考えます。

また、この注意喚起等は、漏えい等報告が当委員会による指導等のきっかけになるだけでなく、将来に向けた再発防止策の情報提供にもつながるものであることを示し、漏えい等報告の意義を再確認させるものといえます。病院や診療所、薬局においては日頃から誤交付又は誤送付の防止に努めていると思いますが、この注意喚起等を契機にして、更に防止に努めていただく必要があります。そのためにはこの注意喚起等を周知する必要がありますので、事務局においては今後様々なチャンネルを通じて情報提供に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○小川委員長代理　ありがとうございます。

浅井委員、お願いします。

○浅井委員　事務局からの御説明、ありがとうございました。

今回の病院・診療所及び薬局を対象とした注意喚起は、要配慮個人情報を含む個人情報の取扱いに関して、誤交付などの漏えい発生を防止するために注意を促す、目的に即した意義のある指針だと思います。取組事例に具体例が丁寧に挙げられていますが、被害拡大防止の観点から、いろいろな状況があるにせよ、患者本人に向けて、関係書類を受け取る場面などにおいて、御自身の情報の再確認など、より丁寧な援助や注意の働きかけを強化することも重要であると思います。

また、対象の組織体制は様々だと思いますが、組織内の個人情報保護の管理責任者が中心となり、対策を工夫、実行することも強調しておくポイントであると考えます。

以上について、今後のフォローアップの機会や指導において御考慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○小川委員長代理　ありがとうございます。

清水委員、お願いします。

○清水委員　ありがとうございます。

医療機関、薬局に対する注意喚起は今回２回目ということでもありますけれども、今回、具体的な取組事例も紹介して改善を促しているという点で大変有意義なことと思います。

その上で２点、意見を申し上げたいと思います。今、漏えい等報告の効率化が検討されております。他方、主として薬局を念頭にお話をするのですが、漏えい等が頻発する薬局というのもあるかと思います。あるいは、重大事故を起こした薬局というのもあるかもしれません。つまり、件数も重要ではありますが、内容も重要だと認識しておりまして、単に要配慮個人情報が流出するにとどまらず、例えば処方薬を誤って交付するというケースでは、場合によっては生命の危険にも関わる結果を招くかもしれません。そういった重大

事故を起こした薬局に対しては、むしろ指導を強化すべきではないかと考える次第です。そのような方策についても検討をお願いしたいと考えております。

もう1点ですが、薬局業界では認定個人情報保護団体はないと聞いておりますが、大手では確立した業務手順書というのを有していると考えられます。そのようなところの優れた実務を共有させてもらって紹介していくということも重要なのではないかと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○小川委員長代理　ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

大島委員、お願いします。

○大島委員　ありがとうございます。

今回の注意喚起は、大変重要なものだと思います。参考までに教えていただきたいのですが、先ほどチャンネルという言葉も出ましたが、この注意喚起はどのようなフローで末端にまで伝わるように想定されていらっしゃるのでしょうか。といいますのは、末端と言っているかどうか分かりませんが、事業者数が非常に多いですね。そのところがちょっと心配なものですから、お聞きする次第です。

○片岡参事官　私どもからお答えします。

こちらは基本的な対応としてホームページにこれを掲載するというのがまずあるわけですが、それだけでは全く足りないと考えておりまして、まずは業界団体にこちらの通知が完成したということで、その会員さんに対してこれを御説明いただきたい、広めていただきたいと伝える等の対応をとっていきたいと思っております。

○小川委員長代理　大島委員、よろしいですか。

○大島委員　はい。ありがとうございます。

○小川委員長代理　どうもありがとうございます。

ほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては、ただいま、委員の方々から意見がありましたけれども、その意見も踏まえて所要の進めを進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方々は退席願います。

(監督関係者以外退室)

○小川委員長代理　議題4「監視・監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について非公表)

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議を閉会いたします。お疲れさまでした。